

海外見本市等出展事業助成金 平成27年度第2回募集の御案内

海外で開催される見本市等への出展経費の一部を助成します。

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、県内の中小企業者に対して、販路開拓等のために海外で開催される見本市等への出展に係る費用の一部を助成します。

1 助成金を申請できる企業

新潟県内に事業所を有する中小企業者(*)及び団体(中小企業者が構成員の2/3以上を占めていること)(*)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

2 助成対象事業

平成27年10月1日から平成28年6月30日までに海外で開催される見本市等(見本市・商談会、国際的な品評会)への出展

(但し、平成28年2月末日までに会場借上費の支払いを完了できるものが対象)

※ 平成27年度に当助成金の交付決定を受けている中小企業者も申請可能。但し、上記の助成対象期間を「平成28年1月1日～平成28年6月30日まで」とします。

※ 助成対象とならない事業

- ① 過去3回以上この事業で助成を受けたことのある見本市等
- ② 物産展や卸売会、並びに見本市であっても販売(即売)を目的に出展する場合
- ③ 出展が終わった事業及び会場借上費を支払済みの事業

3 助成額及び助成限度額

(1) 助成額

事業の総経費の1/2以内で、会場借上費(*)を助成します(予算の範囲内)。

(*) 会場賃借料、小間賃借料、見本市参加負担金等

※ 交付決定日以前に支払った費用は助成対象となりませんので御注意ください。交付決定は9月下旬を予定しています。

(2) 助成限度額

35万円(※平成27年度に当助成金の交付決定を受けている中小企業者は、年間助成限度額35万円から、既に交付決定を受けている額を減じた額とします。)

4 申請方法

交付申請書、事業計画書を作成し、必要書類(見本市の概要および会場借上費が確認できる書類)を添付して提出してください。

(交付要綱及び申請書はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。)

5 受付期間

平成27年8月10日(月)～9月14日(月) 必着

6 助成事業の決定方法

申請書類の審査、電話等での要件審査を経て助成事業を決定し、申請者に通知します。

[申請から助成金支払いまでの流れ]

〔申請者〕

交付申請書の提出

〔機構〕

受付・審査

〔機構〕

交付決定通知
の送付

〔申請者〕

見本市等への出展

〔申請者〕

実績報告書
を提出

〔機構〕

審査・助成金額
の確定

〔機構〕

助成金の額の確定
通知の送付

〔申請者〕

助成金交付
請求書の送付

〔機構〕

助成金のお支払い

- 受付期間 別途機構が指定する期間
- 提出書類 ・海外見本市等出展支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式)
 - ・海外見本市等出展事業計画書(別紙1)
 - ・見本市等の概要がわかるもの(募集要項など)
 - ・会場借上費が確認できる書類
- 提出書類の審査を行います。(書面、ヒアリング)
- 交付することが妥当な申請について、交付決定通知を送付します。

この間に、事業の中止や変更が生じた場合は手続きが必要となります:

- ◆事業内容を変更する場合
⇒海外見本市等出展支援事業変更承認申請書(別記第2号様式)
- ◆事業の中止(廃止)の場合
⇒海外見本市等出展支援事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

- 提出期限 事業完了後(*)20日以内、または3月20日のいずれか早い日
*「事業完了」とは事業にかかる経費の支払いが完了した日を指します。
- 提出書類 ・海外見本市等出展支援事業助成金実績報告書(別記第4号様式)
 - ・海外見本市等出展事業実績報告書(別紙1)
 - ・事業に要した経費を証する書類のコピー(請求書、領収書等)
 - ・見本市全体及び出展ブースの様子がわかる写真 など

- 提出書類 ・海外見本市等出展支援事業助成金交付請求書(別記第5号様式)

※ 指定の口座へ振込みします。

◎実施実績を機構ホームページで公表することに同意すること及び商談結果についての調査に協力することが交付の条件となります。

お問い合わせ・申請書の提出先 ⇒ 公益財団法人にいがた産業創造機構 市場開拓チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0063(直通) / FAX 025-246-0030